

福岡県立福岡高等視覚特別支援学校

本科生徒心得

生徒指導課

1 適用

この心得は、本校の本科生徒に適用する。ただし、本科保健医療科の18歳以上の生徒には専攻科の生徒心得を適用する。

2 学業等に関する心得

学校における生徒の本分は学業である。心身の自己管理能力を高め、自己の目標を達成するために、お互いの人権を尊重し、安心・安全で、相互に気持ちのよい学校生活を送ることができるよう努めること。

(1)欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず事前に、保護者等（無理な場合は本人）を通して担任（副担任）に連絡すること。

（舎生は寄宿舍にも要連絡）

【出欠等に関する規則(規定)】

① 欠席・遅刻をする場合は、8：30までに担任(副担任)に（舎生は寄宿舍にも）連絡すること。

学校TEL 092-925-3053

寄宿舍TEL 092-925-8101

※ 忌引きの日数は、次の通り。

- 父母 7日
- 祖父母・兄弟姉妹 3日
- おじおば・甥姪 1日

② 登校後は、終礼終了まで無許可で校外(寄宿舍を含む)に出ることはできない。

(2)登校後の体調不良等による欠課・遅刻は、養護教諭および担任（または副担任・学科主任）に相談し許可を得た上、教科担当の先生に必ず連絡すること。

(3)登校後は、課外授業等の迷惑にならないように、教室または図書室で静かに自習または読書等をする事。

(4)時間を厳守し、始業・終業の挨拶を行うこと。自他の学業充実のため、万全の準備で授業に集中し、切磋琢磨し合うこと。

(5)SHR、給食、掃除時間等も(3)に準ずること。また、始業前や休み時間、放課後等においても、周りの人が不快に感じたり、迷惑をかけたりする言動はしないこと。

(6)家庭や寄宿舍での学習にも力を入れ、学力の向上に努めること。

3 風紀に関する心得

社会人としての基本的マナーや公共マナーを身につけることは、自立した生活を送るための必要条件である。本校生としての自覚をもち、皆が気持ちよく生活できるように心がけること。

(1)自他を尊重し、挨拶や返事、目上の人に対する言葉遣いなどに常に気をつけ、後輩に対しては先輩としてふさわしい態度で接

すること。

(2)人を思いやる気持ちを大切にし、粗暴な言動や態度はとらないこと。

(3)男女交際は、お互いの人格を尊重した高潔なものでなければならない。学校内外を問わず、他から見て不適切と思われる発言や行動は厳に慎むこと。

(4)身だしなみに気を付け、服装は清潔感があるものとする。服装・頭髪等については、次のとおり定める。

【A】服装

原則として制服（標準服）を着用して通学すること。制服は本校指定のブレザーと、以下の①～③を組み合わせ着用すること。

①白のカッターシャツ、または白のブラウス。なお、白のポロシャツの代用も可能とする。

②ネクタイ、またはリボン。

③本校指定のスラックス（華美ではないベルトを装着）、または本校指定のスカート（膝下の長さ）とする。

④靴下は、無地の白、グレー、紺または黒（ワンポイント可）とする。

⑤靴は、華美でないスポーツシューズまたはローファー（黒・茶系統のみ）とする。

⑥夏季（5～10月。前後1か月は移行期間）は、ネクタイ・リボンは着用しなくてよいが、半袖カッターシャツや半袖オ

ーバーブラウスの下に、無地のTシャツや無地のタンクトップを着用すること。また、寒さを感じる時は、防寒着の着用を認める。これは、冬季（11月～3月）においても同様とする。

⑦ 冬季（11月～3月。但し前後1か月の寒い日を含める）は防寒対策として、以下の着用を認める。

- ・紺系統のVネックセーター、カーディガンまたはベスト。
- ・ストッキングまたはタイツ（黒・ベージュの無地）。
- ・登下校時の防寒着として、コート、ジャンパー、手袋、帽子、マフラーの着用を認める（華美でないものとし、校内着用は不可とする）。
- ・授業中において、寒さを感じる時は、防寒着の着用を認める。

【B】 頭髪等

- 1 頭髪は常に清潔に保ち、学習や学校生活の妨げとならないようにすること。
- 2 頭髪が視界を妨げる場合や、安全・衛生上支障がある場合は、適切に整えること。
- 3 パーマ、過度な染色・脱色、特異な形状等、学校生活にふさわしくない加工は禁止する。
- 4 アクセサリー類、強い香りを伴う整髪料や香水の使用は禁止する。
- 5 髭については、清潔に整えること。
- 6 長い髪は結ぶなど、衛星面に配慮すること。

【注】風紀に関する心得について、合理的な理由（宗教的理由、健康上の理由、性自認等）により配慮を必要とする場合は、生徒の実態を踏まえ、保護者及び関係職員と協議の上、柔軟に対応する。

4 スマートフォン(携帯電話含む)及びSNSに関する心得

近年、スマートフォン・携帯電話・タブレット端末等の、SNSが利用可能な電子機器（以下まとめて「スマホ等」と表記）は、通信機器としてのみならず、視覚補助具・学業の補助具としての活用が期待できる。しかし、その一方で、「スマホ等」による安易なSNSの利用は、自他の人権侵害をはじめ、重大な問題事象を引き起こす危険性がある。

そのため、自他の安心安全を図るため、最低限度のルールを以下に規定するものとする。

(1)校内においては、授業など教職員の指導の下、許可を得た場合以外は使用しないこと。

(2)使用時間、使用場所、使用用途については、家庭において十分に話し合い、家庭及び寄宿舍の決まりを遵守すること。

(3)SNSを利用する際の個人情報の取り扱いについては、厳重に配慮すること。

(4)「スマホ等」利用にかかわって、違法行為や人権を侵害する行為がなされた場合は、加害当事者だけでなく、その事象の関係者

全体への使用制限を加える等の特別指導を行う。

- (5)通話、LINE、メール等での他者との交信は、緊急時を除き、午後10時までとする。

5 校内の秩序に関する心得

- (1)お菓子等の飲食物の持ち込みは厳に慎むこと。特にクリスマスやバレンタインデー等のイベントの際の持ち込み・交換等は慎むこと。
- (2)生徒間での金銭の貸借は、金額に関係なく一切禁止とする。仮に申し込まれた際は、担任の先生に必ず連絡すること。

6 次の行為は特別指導となる。

- (1)いじめ行為（加害者の認識の有無にかかわらず）
- (2)SNS等を利用した誹謗中傷
- (3)暴力・暴言行為
- (4)性の逸脱行為
- (5)指導拒否
- (6)その他の法律・法令等に違反する行為
- 例) ① 万引（刑法第36章235条「窃盗及び強盗の罪」）
- ② 飲酒（20歳未満 未成年者飲酒禁止法）
- ③ 喫煙（20歳未満 未成年者喫煙禁止法）
- ④ 悪意のある噂・悪口（刑法第230条「名誉毀損罪」
刑法第231条「侮辱罪」）
- ⑤ ゲームセンター出入り
（18歳未満22時以降出入り禁止 風営法第18条）
- ⑥ 器物損壊（刑法第261条「器物損壊罪」） など

【特別指導】(1)～(6)に違反した場合は、その程度や回数、反省状況等に応じて、以下の指導を厳正に行う。

- ① 担任指導
- ② 学科指導
- ③ 生徒指導主事説諭（本人の状況に応じて保護者等召喚）
- ④ 校長訓告（本人の状況に応じて保護者等召喚）
- ⑤ 学校謹慎（申し渡し及び解除時に保護者等召喚）
- ⑥ 家庭謹慎（申し渡し及び解除時に保護者等召喚、家庭訪問）
- ⑦ 退学処分

※ ②～⑦の指導が生じた場合は、学科集会以上の全体指導を伴うことを原則とする。

7 生徒指導課の許可を要する事項

以下については、まず担任に相談すること。

(1) アルバイト（原則禁止）

（家計状況・成績などを考慮し、例外的に許可する場合がある。）

(2) 保護者等同伴以外の午後10時以降の外出

(3) 校内での集会（場所の管理者に内諾を得ておくこと。）

(4) 校内における掲示物の掲載

(5) 校内での募金活動、署名活動、印刷物の配布等

8 帰宅・帰省中は、次のことを守ること。

(1) 生徒証明書は常時携行すること。

(2) 帰宅・帰省中は、本校生としての自覚をもって行動すること。

なお、困ったことが発生した場合は、周りの方や学校に援助を

求めること。

- 9 保健室利用、図書室利用、寄宿舍生活に関する心得
別に定める保健室、図書室、寄宿舍の決まりを厳守すること。

【その他】

- (1)生徒の実態に応じて、各学科で附則を設ける場合がある。
(2)必要に応じて、個別に持ち物や身だしなみ等の確認を行う。

以上、この心得は令和8年4月1日から施行する。